

2 資金不足比率

該当なし

電気事業や病院事業等の公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本県では、平成30年度決算と同様に、各公営企業会計において資金不足を生じなかったため、比率の算定される会計はありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{流動資産(現金など)} - \text{流動負債(未払金など)}}{\text{事業の規模(営業収益)}} \times 100$$

【電気事業会計の場合】

$$\frac{\text{流動資産 362億円} - \text{流動負債 7億円}}{\text{営業収益 77億円}} \times 100 = +459.6\%$$

○各公営企業の資金剰余(不足)比率

	会計名	令和元年度 資金剰余(不足)額 (億円)	令和元年度 事業の規模 (億円)	比率 (%)	経営健全化基準(20%)に 相当する資金不足額 (億円)
1	電気事業会計	+355	77	(+459.6)	▲ 15
2	工業用水道事業会計	+16	16	(+103.5)	▲ 3
3	水道事業会計	+180	62	(+289.4)	▲ 12
4	団地造成事業会計	+184	299	(+61.7)	▲ 60
5	施設管理事業会計	+9	15	(+60.2)	▲ 3.0
6	病院事業会計	+42	237	(+17.5)	▲ 47
7	流域下水道事業費会計	+6	35	(+18.1)	▲ 7

※各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額となります。